

尾張旭市議会議員互助会規約

〔平成13年4月13日
制 定〕

最終改正 平成20年9月10日

(名称)

第1条 この会は、尾張旭市議会議員互助会（以下「互助会」という。）と称する。

(組織)

第2条 互助会は、尾張旭市議会議員（以下「会員」という。）全員をもって組織する。

(目的)

第3条 互助会は、会員の互助共済を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 互助会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 慶弔見舞に関すること。
- (2) 会員相互の研修と親睦に関すること。
- (3) 福利厚生に関すること。
- (4) その他、会の目的達成に必要なこと。

(事業所)

第5条 互助会の事務所は、尾張旭市議会事務局内に置く。

(役員)

第6条 互助会に、次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名
監 査 1名
会 計 1名
幹 事 若干名

- 2 会長は、議長をもって充てる。
- 3 副会長は、副議長をもって充てる。
- 4 監査は、議会選出監査委員をもって充てる。
- 5 会計は、副会長が兼務する。
- 6 幹事は、交渉会派の代表をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、互助会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 監査は、会計の監査を行う。

- 4 会計は、出納事務を行う。
- 5 幹事は、会務を処理する。
(役員会)

第 8 条 互助会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長が招集する。
- 3 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 4 監査及び会計は、役員会に出席して意見を述べるができる。
(運営費)

第 9 条 互助会の運営費は、会員の会費及びその他の収入をもって充てる。
(会費)

第 10 条 会費は、毎月 2,000 円とし、その月の議員報酬から徴収する。
2 運営費に不足が生じたときは、役員会に諮り、臨時に徴収することができる。
(給付等)

第 11 条 互助会は、第 3 条の目的を達成するため、別表に定める祝金、弔慰金及び見舞金等を贈る。

- 2 前項に定めるもののほか、会員全体の福利厚生、儀礼、交際その他必要があるときは、所要額を支出することができる。
- 3 前項に定めるもののうち、1 件の額が 50,000 円を超えるときは役員会に諮り決定する。ただし、緊急を要するときは会長が決定し、事後報告により処理することができる。
- 4 第 1 項の事由が生じたときは、本人又は関係者は、速やかに会長に申し出るものとする。
(返礼)

第 12 条 この規約に基づいて贈呈した給付に対しては、一切返礼をしないものとする。
(入会金)

第 13 条 補欠選挙により当選した議員は、入会時における互助会の保有金総額を会員数で除した額を入会金として納入するものとする。
(会計年度)

第 14 条 互助会の会計年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。
2 会長は、会計年度の初めに前年度の会計報告を行うものとする。
(精算)

第 15 条 会員全員が会員でなくなったときは、保有金を精算するものとする。
(事務管理)

第 16 条 互助会の事務は、会長の命により、議会事務局で取り扱うものとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り決定する。

附 則

この規約は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月10日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

慶弔見舞金給付に関する一覧

区 分	給付条件又は給付対象	給 付 額 等
慶祝金	会員が結婚したとき（1回に限る）	結婚祝金 30,000円
	会員または会員の配偶者が出産したとき（長子に限る）	出産祝金 10,000円
弔慰金	会員の死亡	葬祭料 保険金相当額
		香典 50,000円
		その他 弔辞、供花一对
	会員の配偶者の死亡	香典 30,000円
		その他 供花一对
	会員と同居の1親等及び別居の血族1親等の親族の死亡	香典 20,000円
		その他 供花
	元市町議会議員（尾張旭市議会弔慰及び見舞に関する規程（昭和53年議会訓令第1号）第2条第1項第4号の規定に該当する者を除く）	香典 10,000円
その他 供花一对		
見舞金	会員の入院が2週間に及んだとき ただし、同一疾病により再入院の場合は、役員会に諮り決定する。	病氣見舞金 10,000円
	会員が高度障害等になったとき	見舞金 保険金相当額
	火災、風水害等の災害を受けたとき	災害見舞金 30,000円以内
退会金	会員が辞職したとき	退会金 10,000円
その他	市長及び副市長が慶祝金、又は見舞金に該当する場合	会員に準じた取り扱いをすることができる。ただし、定めた額の2分の1とする。